

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況の公表

1 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の趣旨

平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、地方公共団体は、自らも事業主（特定事業主）として、女性の活躍に関する状況の把握及び分析を行い、定量的な目標や取組内容を「特定事業主行動計画」として策定し公表することとなったため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を平成28年度から定め、新たに令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間の計画更新を行いました。

2 計画の実施状況

実施状況については、毎年少なくとも1回、取組の実施の状況を公表する必要があるため、数値目標となっている、数値目標項目の一部は、過去3か年の推移について公表します。

3 数値目標

(1) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

目標値：令和11年度までに、女性職員を2人以上

該当年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
割合	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)

(2) 職員の超過勤務時間の総時間数（令和7年度）

目標値：令和11年度までに、令和5年度実績（9,492時間）から10%引き下げ、8,543時間以下（一人当たり月11.5時間以下）

区分	全体	女性	男性
超過勤務時間 総時間数	6,766時間	2,206時間	4,560時間
一人当たり 超過勤務時間	9.9時間	8.2時間	11.3時間

※ 一人当たり超過勤務時間は各月の職員数（時間外勤務手当が支給されない職員を除く。）で除したものです。

（小数点以下第2位を四捨五入）

(3) 男性職員の配偶者出産休暇取得率及び平均取得日数（令和7年度）

目標値：令和11年度までに、取得率を100%を維持

区分	男性
対象人数	2人
取得人数	2人
取得率	100.0%
平均取得期間	2日

※ 平均取得期間（小数点以下第2位を四捨五入）

女性活躍推進法第 17 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

1. 女性職員の採用割合（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区分	全体	女性	男性
採用人数	7 人	4 人	3 人
採用割合	100.0%	57.1%	42.9%

※ 採用割合（小数点以下第 2 位を四捨五入）

2. 継続勤務年数（男女の差異）（令和 8 年 3 月 31 日現在）

区分	全体	女性	男性	差（男－女）	割合（女）
職員数差 （男－女）	102 人	43 人	59 人	16 人	42.2%
年数差 （男－女）	16.2 年	13.9 年	17.9 年	4 年	—

※ 継続勤務年数は単純に職員数（再任用職員を除く。）で除したものです。（小数点以下第 2 位を四捨五入）

3. 職員一人当たりの月平均の超過勤務時間（令和 7 年度）

区分	全体	女性	男性
一人当たり 超過勤務時間	9.9 時間	8.2 時間	11.3 時間

※ 一人当たり超過勤務時間は各月の職員数（時間外勤務手当が支給されない職員を除く。）で除したものです。
（小数点以下第 2 位を四捨五入）

4. 男女別の育児休業取得率（令和 7 年度）

区分	女性	男性
対象人数	1 人	2 人
取得人数	1 人	2 人
取得率	100.0%	100.0%
平均取得期間	503 日	83 日

※ 平均取得期間（小数点以下第 2 位を四捨五入）

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：綾 町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.0%
全職員	79.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	96.5%
本庁係長相当職	95.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.4%
31～35年	86.6%
26～30年	92.0%
21～25年	85.8%
16～20年	82.5%
11～15年	94.1%
6～10年	97.7%
1～5年	98.1%

【説明欄】

「本庁部局長・次長相当職」欄について、該当職なしのため記載なし

「本庁課長相当職」欄について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。